

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置再生塔計装用空気系配管点検時、電磁弁用空気配管継手部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	タービン建屋地下1階給水加熱器室の計装用空気系配管及びサポート点検時、一部の配管継手部にリーク及びサポートの不良が認められたため、当該部を修理	D	
3	3号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）出口サンプリング弁点検時、弁体（ボール）に取付け不良（弁体無し）が認められたため、当該弁を修理及び対応検討	C	
4	4号機	廃棄物処理系廃液ろ過器保持ポンプのメカニカルシール部において、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	定期事業者検査（原子炉建屋気密性能検査）の記録確認時、風向・風速データを採取した監視用計器の妥当性確認に未確認が認められたため、対応検討	C	
6	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット点検時、アキュムレーター水側ドレン弁（3箇所）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	5号機	原子炉格納容器窒素ガス封入操作中において、原子炉格納容器酸素濃度記録計の一時的な指示不良が認められたため、当該記録計を点検	D	
8	4号機	管理区域内搬出物品測定時、搬出基準汚染密度を超える物品（安全帯）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	D	
9	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン濃縮器において、給液配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
10	その他	燃料取扱装置検査等において、不適合委員会での想定事象確認前に要領書制定が認められたため、対応検討	対象外	
11	その他	雑固体廃棄物処理作業書（3月分）作成時、「ドラム缶事前サーベイ・詰め報告書」と「雑固体廃棄物処理作業書」に記載のドラム缶詰め本数に不整合が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで